

2012年12月19日

mail ニュース

No.12・通巻287

自治労連 都庁職

自治労連都庁職員
労働組合

発行人 風間隆行
TEL 03-5381-0250

都の不当労働行為を断罪した東京地裁の判決を歓迎するとともに、

非正規労働者の組織化に全力で取り組むことを決意する

2012年12月18日

自治労連都庁職執行委員会

東京地方裁判所（以下「東京地裁」）は12月17日、東京公務公共一般労働組合（以下「公共一般」）との団体交渉に応ずるよう求めた中央労働委員会（以下「中労委」）命令の解消を求めた東京都の請求を棄却する判決を出しました。

この事案は、東京都の消費生活相談員が特別職の地方公務員として雇用され、要綱に基づくと、1年更新ではありますが長期にわたって働き続けることが可能であり、実際に20年以上働く方が多数いる中で、東京都が5年で雇止めができるよう、要綱を改悪したことに端を発します。

5年雇止め撤廃を求めた公共一般および当該労働者で組織したユニオンに対して、東京都は団体交渉拒否あるいは不誠実団交を行い、憲法で認められた労働者の権利を踏みにじりました。都の不当な態度に対して行った不当労働行為救済申し立てに対して、当然のこととはいえ、東京都労働委員会（以下「都労委」）、中労委、そして今回の東京地裁と3度、公共一般などの主張を支持し東京都を断罪したことになります。

社会に範を垂れるべき東京都という地方自治体が都労委、中労委の命令に従わないという行為自体信じられません。3度目という重みを受け止め、東京都は東京地裁の判決に対して控訴をすべきではありません。

私たち労働組合は次のことに取り組む必要があります。まず、東京都に対して、控訴しないよう、働きかけることです。第二に、5年雇止めをやめさせるために団体交渉に応じるよう、引き続き求めることです。

そして最も大事なことは、都の要綱改悪により来年春に「更新4回を終了した専務的非常勤」の方に対する公募・採用が行われることです。都は「雇止めを目的とするものではない」、「採用の判断は各局で適切に対応していくものと認識している」と述べています。消費生活相談員以外にも該当する方がたくさんいます。原局に対する支部の取り組みが決定的に重要です。

この問題は都庁だけの問題ではありません。全国の自治体で起きている非常勤職員の雇用を

守る課題であり、公共サービスを守る取り組みであります。全国の自治体労働組合に対しても東京都に対する働きかけを要請します。

最後に、運動の前進のためには、こうした立場にいる非正規労働者の組織化がどうしても必要です。自治労連都庁職は来年2月2日に組織集会を開催し、今回の勝利判決の学習も含め、労働組合を強く大きくするための意思統一を行う予定です。2013年春闘に勝利することと併せ、全力を挙げて取り組む決意です。

以上

(資料)

東京都は直ちに団体交渉に応じるべき—東京都の敗訴判決についての声明

2012年12月17日

東京公務公共一般労働組合
東京都消費者生活相談員ユニオン
同弁護団

1 本日、東京地方裁判所民事第36部（竹田光広裁判長）は、東京都が国に対して提起した行政訴訟において、東京都に対して団体交渉応諾を命ずる中労委命令の取り消しを求める請求を棄却する判決を下した。東京都の団体交渉拒否の違法が、都労委、中労委、そして、東京地方裁判所において三度断罪されたことになる。

本件は、東京公務公共一般労働組合（以下「組合」という。）が東京都に対し、組合の分会である東京都消費者生活相談員ユニオン（以下「ユニオン」という。）の組合員である消費者相談員の5年雇止め問題や賃下げ問題についての団体交渉を求めたが、東京都が団交自体を拒否し、あるいは不誠実な団交をした事案である。これに対し、組合が不当労働行為救済申立てを行ったところ、都労委が東京都の不当労働行為を明確に認定し、組合が申し入れた要綱の規定する雇用期間更新及び消費者生活相談員の次年度の労働条件についての団体交渉に誠実に応じなければならないとの救済命令を発し、中労委も都労委の救済命令を全面的に支持して、東京都の再審査申立てを棄却していた。

東京地裁判決も、全面的に中労委命令を支持し、都労委及び中労委で排斥された東京都の主張をあらためて排斥した。我々は、東京地裁判決を極めて正当なものとして高く評価し、歓迎する。

2 本件は、期待権侵害による損害賠償請求を認めた画期的な中野区保育士事件東京高裁判決（2007年11月28日）に依拠して雇用の安定を求める労働組合の要求闘争が拡大することを怖れた東京都が、時期を同じくして専務的非常勤職員設置要綱を改悪して5年雇止め制を創設したことに端を発する。本件の消費者生活相談員（特別職の地方公務員）は1年更新を繰り返して10年、20年以上の長期に亘って65歳まで働き続けることが要綱上可能で、現に原則として65歳まで先輩が働き続けてきた。その雇用継続の期待を奪った5年雇

止め制の撤廃とともに労働条件の向上を求めて相談員がユニオンを結成し、東京都に対して団体交渉を求めたが、東京都は組合及びユニオン否認の態度に出て団交拒否ないし不誠実団交を行ったものである。

その後も組合は、東京都に対し賃金問題について団体交渉を求めたが、交渉権限のある総務局が一切出席しないため、2011年11月25日、団体交渉拒否事件として新たに都労委に不当労働行為救済申立を行い、現在係争中である。

3 労働組合が労働条件その他の問題について使用者と交渉を行うことは憲法上保障されている権利であることはもちろん、公共サービスのため公務労働者が安定かつ充実した雇用にあるべきことは周知の事実であり、団交権の意義は極めて大きい。

いよいよ来年3月末には5年雇止め制が初めて適用され、組合員を含む数百人もの専務的非常勤職員が雇い止めになり、これが毎年のように続く。公募が行われるが、従前から勤務していた専務的非常勤職員が雇用される保障は全くなく、日々不安な中で業務に従事している。

我々は、東京都に対して、控訴することなく本判決を真摯に受け止め、直ちに総務局が組合との団体交渉に応じること及び5年雇止め制を撤廃することを求めるものである。

以上